

第 1 回旭区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 議事要旨

日 時	平成 27 年 1 月 28 日（水）10 時 10 分～10 時 50 分
開 催 場 所	旭区役所 3 号会議室（本館 3 階）
出 席 者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員 長：相澤 一喜（旭区医師会代表）</p> <p>委 員：影山 摩子弥（横浜市立大学都市社会文化研究科教授）</p> <p style="padding-left: 2em;">仁科 美奈江（旭区地域訓練会代表）</p> <p style="padding-left: 2em;">藤井 凱夫（旭区ボランティア連絡会副会長）</p> <p style="padding-left: 2em;">峰松 雅子（旭区民生委員児童委員協議会副会長）</p> <p>【事務局】</p> <p>福祉保健課：平本課長、近藤係長、桑原、森本（史）</p>
欠 席 者	<p>中野 文雄（旭区老人クラブ連合会副会長）</p> <p>中村 広子（旭区地域子育て支援拠点運営法人代表）</p>
開 催 形 態	公開（傍聴者 2 名）
議 事	<p>1 あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭区福祉保健センター福祉保健課事業企画担当係長より選定委員会開催にあたっての説明。 ・旭区福祉保健センター福祉保健課長よりあいさつ。 <p>2 委員紹介</p> <p>旭区役所福祉保健センター福祉保健課事業企画担当係長より選定委員の紹介。</p> <p>3 今回の選定対象施設及び要綱について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定対象施設、指定期間について事務局より説明。 ・「横浜市旭区における福祉保健活動拠点の指定管理者の選定等に関する要綱（以下「選定要綱」という。）」について事務局より説明。 ・「横浜市旭区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱（以下「運営要綱」という。）」について事務局より説明。 <p>4 委員長選出及び委員長職務代理者の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営要綱に基づき、互選により相澤委員を委員長に選出。 ・運営要綱に基づき、委員長が影山委員を委員長職務代理者に指名。 <p>5 委員会の公開・非公開について</p> <p>事務局より案を説明し、審議のうえ次のとおり決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回選定委員会審議事項である申請要項(案)の内容、選定基準、選定手続きの細目すべてを公開とする。 ・第 2 回選定委員会審議事項のうち、申請者審査、指定候補者の選定は非公開とする。 <p>※なお、申請者によるプレゼンテーション及び質疑応答は公開とする。</p>

6 福祉保健活動拠点の指定管理者の選定について

(1) 申請要項（案）について

事務局より案を説明し、審議のうえ事務局案のとおり決定。

(2) 審査・選定について

事務局より案を説明し、審議のうえ次のとおり決定。

ア 評価基準項目（採点表）について

- ・健康福祉局標準案について項目追加、修正等の必要性を確認し、標準案のとおり決定。
- ・各項目の採点は5段階評価（5・4・3・2・1）で行うことを決定。
- ・各項目の5段階評価にそれぞれ係数を掛けて、項目の評点を算出し、満点は200点とすることを決定。

[主な質疑応答]

委員：法人の状況について、財務状況の確認も審査の視点となっているが、財務状況について、税理士等の専門家が確認する機会はあるのか。

事務局：申請者から財務諸表が提出された後、健康福祉局を通じ、専門機関に財務状況評価を委託する。

委員：審査の視点として、「積極的な修繕計画となっているか」とあるが、施設の特性や築年数によって積極的に修繕を行うべきか否かが変わる。何をもち「積極的な修繕」とし、どのような基準で評価すべきなのか明確にしておくべき。

事務局：評価基準項目を施設の特性に沿ったものにするよう修正する。

委員：審査の視点として、「環境への配慮、市内中小企業優先発注、障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達など、横浜市の重要施策を踏まえた取組となっているか」という項目があるが、委員の負担軽減も踏まえ、それぞれの施策がどのような趣旨なのか分かるように提示して欲しい。

事務局：そのように提示する。

イ 最低制限基準について

- ・最低制限基準を配点合計の60%以上とすることを決定。

[主な質疑応答]

委員：委員会の定める最低基準に満たないときは再度選定を行うこととなっているが、再度選定とは、どのような手続きを実施するのか。

事務局：最低基準に満たなかった場合は、選定要綱に基づき、区長が申請者に申請内容の補正を指示し、再度非公募で選定手続きを実施する。

ウ 選定委員が委員会を欠席した場合の取り扱いについて

- ・第2回選定委員会（面接・審査）を欠席した場合は、集計に含めないことを決定。

	<p>エ 内容変更・追加の禁止について</p> <ul style="list-style-type: none">・申請書類については、申請受付後切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とすることを決定。・面接時に説明資料を配布することやパワーポイントで説明をすることについては認めることを決定。 <p>オ 面接時のタイムスケジュールについて</p> <ul style="list-style-type: none">・合計 35 分とすることを決定。 (プレゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分、意見交換・採点表記入 10 分) <p>(3) 今後の選定委員会の日程について</p> <p>第 2 回選定委員会は、平成 27 年 5 月 18 日（月）開催と決定。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--